

みんなで考えよう **空き家**のこと

1 まわりの迷惑になっていませんか？

1. 空き家は、放置すると劣化して景観を損なったり、老朽化して倒壊したりする恐れがあります。
2. 老朽化した空き家の倒壊により、損害を与えた方に対する賠償金が必要になる場合があります。



2 空き家は所有者の財産。管理責任があります。

1. 法律では、空き家の適正な管理は、「所有者の責務」とされています。
 - 定期的な換気や通水、掃除など、自分で管理できない場合は、空き家管理代行サービスを利用しましょう。
 - 異常があった際に、自治会やご近所と連絡がとれるようにしておくことも大切です。
 - 空き家は相続放棄をしても、別の相続人に引き継がれるまでは管理義務があります。(民法 940 条)
2. 適切な管理が行われず、周りに迷惑をかけるようになると、「**特定空家等**」として、市町から指導や勧告、命令を受けることがあります。
 - 特定空家等に認定後、市町から勧告を受けても改善されない場合、過料等の罰則が適用される場合があります。

3 空き家になる前から備えよう

1. 将来の家の管理について家族で話し合おう
 - 誰が引き継ぎ、誰が管理するのかを事前に決めておきましょう。
 - 相続時のトラブルを避けるため、公正証書等を作成することも有効です。
2. 正しく登記されているか確認しよう
 - 正しく登記がされていないと、手続きに多くの時間や費用がかかり、活用や除却が困難になることもあります。
 - 解決が必要な問題は、弁護士や司法書士、税理士に相談しましょう。無料相談会などを利用する方法もあります。
3. 家財道具の処分を考えておこう
 - 多くの家財が残った空き家は放置されがちです。 ● 処分の方法や費用なども調べておきましょう。



4 空き家のままにしないで活かそう

1. 売る、貸すことを考えよう
 - 劣化が進まないように、不動産業者などに依頼し、人に住んでもらうことを考えましょう。
 - 福井県では、市町と連携して、空き家を購入・リフォームする方への補助制度を設けています。
2. ふくい空き家情報バンクを利用しよう **ふくい空き家情報バンク** **検索**
 - 福井県では、市町と連携して、空き家の物件情報をホームページで公開しています。空き家の登録は無料です。
3. 解体することも考えよう ⇒補助制度は裏面をご覧ください
 - 老朽化が進んで管理が困難な空き家は解体しましょう。更地にすることで利活用の幅が広がります。
 - 福井県では、市町と連携して、老朽空き家を解体する方への補助制度を設けています。



HPはこちら

老朽空き家等の解体補助制度

(下記の市町において、補助制度を実施しています！)

老朽化が進んで買い手がつかないなど、管理が困難な空き家は、解体することも考えましょう。

県では、市町と連携して老朽化が進んだ空き家の解体を支援しています。

令和2年度から
補助対象・補助金額が
増えました！

メリット

- 土地を売却しやすくなります。
- 土地を売却して現金化することで、遺産分割が容易になります。
- 建物の管理が不要となり、空き家が原因となる被害発生の心配もなくなることで、費用面や心理的な負担が軽減されます。



対象経費

老朽空き家等の解体工事費

補助額

最大100万円

※ 補助率、補助上限額は、各市町により異なります。
※ 既に解体している空き家は補助の対象外です。

★ 解体後の跡地に、住宅を建てて居住するなど、敷地を有効活用すると補助金が多くもらえる場合があります。

相談・問い合わせ窓口

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
福井市	住宅政策課	0776-20-5571	坂井市	移住定住推進課	0776-50-3036
敦賀市	住宅政策課	0770-22-8141	永平寺町	防災安全課	0776-61-3951
小浜市	営繕管財課	0770-64-6073	南越前町	総務課防災安全室	0778-47-8016
大野市	防災防犯課	0779-64-4800	越前町	定住促進課	0778-34-8727
勝山市	営繕課	0779-88-8128	美浜町	土木建築課	0770-32-6707
鯖江市	防災危機管理課	0778-42-5104	高浜町	建設整備課	0770-72-7702
あわら市	市民協働課	0776-73-8003	おおい町	建設課	0770-77-4057
越前市	防災危機管理課	0778-22-3081	若狭町	総合政策課	0770-45-9112

